

令和 8 年度 板橋区部活動指導員（会計年度任用職員）募集要領

1 制度概要

区立中学校における、部活動の技術的指導の質の向上、生徒の活動意欲の促進を図るため、一定の要件を備えている者を選考のうえ部活動指導員（会計年度任用職員）に任用し、区立中学校に配属します。

2 応募要件

- (1) 学校教育の一環としての部活動の意義を理解し、校長の指揮命令の下、教職員との連携を図りながら部活動指導員を遂行する資質能力及び専門的な知識・技能を有する者。
- (2) 担当する部活動に関する専門的知識を有した上で、実技のみならず、適切な生徒指導及び助言を行うことができる者。
- (3) 地方公務員法第 16 条の各号に該当しない者。

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

3 職務内容

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡

- (7) 年間、月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他、教育委員会が特別に認める業務

4 採用予定者数

若干名

5 部活動（種目）

バドミントン

6 申込期限

随時

7 応募方法

上記期間内に、次の書類を郵送または持参で、教育総務課 部活動地域移行係まで提出してください。

- (1) 部活動指導員 採用選考申込書
- (2) こども性暴力防止法に基づく誓約書
- (3) 指導者資格保有者は確認ができる書類の写し
- (4) 返信用封筒 110円切手を貼付し、申込者の住所・氏名を記入した長形3号(23.5cm×12cm)

※ 申込書類につきましては、返却いたしませんので御了承下さい。

8 選考内容

- (1) 第一次選考

書類選考

- (2) 第二次選考

第一次選考合格者に対し、面接を実施します。

9 選考結果発表

- (1) 第一次選考発表

応募書類を受領してから2週間以内を目安に送付します。

※ 第一次選考合格者には、第二次選考（面接）の日程をお知らせします。

- (2) 第二次選考発表

面接日から2週間以内を目安に送付します。（面接を受けた方全員に通知します。）

※ 内定者（第二次選考合格者）には、任用の手続きをお知らせします。

10 任用手続

内定者には、誓約書、通勤届、健康診断書など、任用に必要な書類を提出していただきます。提示した期日までに必要書類が確認できない場合は、内定を取り消します。

また、資格を欠いていた場合や部活動指導員としての適性を欠くことが明らかになった場合、「学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称」及び「犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき」には、内定を取り消します。

11 雇用期間

発令日から令和8年7月31日までの4か月

※条件付採用期間あり（原則1か月）

12 勤務場所

板橋区立中学校

※ 配属先は、板橋区教育委員会事務局 教育総務課長が決定します。

13 勤務条件

(1) 勤務日数

90日以内

(2) 勤務時間

原則1週間当たり16時間以内とし、雇用期間内で296時間以内とする。

※勤務時間の割り振りは、各学校にて決定します。

(3) 時間外労働

対外試合等で、時間外勤務を命じる場合があります。

(4) 報酬

時給2,000円（地域手当相当分含む）

※ 勤務時間に応じた額を、原則として翌月15日に金融機関口座に振込みます。

※ 予算の議決結果により、変更する場合があります。

(5) 賞与

基準日や勤務実績により、支給されない場合があります。また、予算の議決結果により、変更する場合があります。

(6) 交通費

交通機関等を使用して通勤する場合には、交通費が支給されます。

※ 通勤距離、通勤方法などに一定の制約があり、支給対象とならない場合もあります。

(7) 旅費

出張した場合、実費額が支給されます。

(8) 社会保険

該当しません。

(9) 休暇関係

年次有給休暇等が付与されます。

(10) 公務災害補償

公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

14 その他

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民

間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本事業に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

板 橋 区 教 育 委 員 会 事 務 局

173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所本庁舎
北館6階11番窓口 教育総務課部活動地域移行係 電話 03-3579-2261
板橋区ホームページ <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>